(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年12月7日

横浜市契約事務受任者 鶴見区長 渋谷 治雄

1 契約の概要

鶴見区東寺尾五丁目地内下水道本管緊急補修工事 (内径600mm管きょ更生工 一式 内径150mm取付管更生工 一式)

- 2 履行(納品)場所 鶴見区東寺尾五丁目5番44号地先から四丁目24番10号地先まで
- 3 契約日

令和5年8月30日

4 履行日又は履行期間 令和5年8月30日から令和5年11月30日まで

5 契約金額

¥11,836,000. - (うち 地方消費税等相当額 ¥1,076,000. -)

6 契約の相手方(名称及び所在)

請負人 株式会社日工

住 所 横浜市鶴見区市場富士見町2番12号

担当者 代表取締役 吉岡 幸弘

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

鶴見区東寺尾五丁目地内において、内径600mmの下水道本管(合流)の破損により管内流水が周辺地中へ流出しており、かつ取付管の破損により公道路面下に空洞が発生している状況でした。道路陥没の恐れがあるため、緊急措置として下水道本管および取付管の内面補修工事を実施しました。

8 契約の相手方の選定理由

株式会社日工は、横浜建設業協会鶴見区会構成員であり、下水道管内面補修工事等の施工経験が豊富であることから、緊急補修業者に選定しました。

9 所管課

鶴見区鶴見土木事務所